

第7回佐賀市自治基本条例検証委員会 議事概要

【開催日時】 令和3年11月17日（木） 午後1時00分～午後2時40分

【開催場所】 佐賀商工ビル4階 市民活動プラザA・G会議室

（佐賀市白山二丁目1番12号）

【出席者】

（委員）50音順、敬称略

荒牧軍治、井上亜紀、内川実佐子、小城原直、高原陽子、田島広一、西村康喜、松本昌代

（事務局）

鶴地域振興部長、馬場協働推進課長、前田係長、金ヶ江主査、納富主査、南里主事

【公開又は非公開の別】 公開

【傍聴者】 なし

【議事概要】

1 開会

（委員長あいさつ）

今日の位置づけが第7回、検証結果と答申書の作成（まとめ）ということで、検証委員会の最終回となっている。令和4年1月に予定されている市長への答申に向けて今日が最後の議論となるので、思い残すことがないように話をしていただきたい。

2 第7回審議事項

（委員長）

今回の委員会も前回と同様、公開で行いたい。

まず、今回の審議の進め方について、事務局から説明をお願いしたい。

（事務局）

会議の進行に当たってはこちらの次第に従って進行させていただきたい。本日の主な議事は、(1)第6回検証委員会の振り返り、(2)答申に向けた議論の取りまとめの2点である。

今回が最後の検証委員会となるため、答申書と検証結果報告の案について最終確認をお願いしたい。

なお、前回少し審議いただいた逐条解説の修正については、答申後に事務局で修正案を作

成するので、修正案が出来次第、各委員に改めて確認いただきたいと考えている。

(委員長)

今、説明があったとおり、このような進め方でよろしいか。

確認であるが、逐条解説の修正は答申後に事務局で作成し、各委員にも意見を聞くということになっている。逐条解説については、これまでいろいろな議論が出ており、最終的には事務局に任せていいとは思いますが、確定前に配布し各委員が意見を述べるができるということによいか。

(事務局)

今年度中に逐条解説の修正をしていこうと考えており、答申後になるかもしれないが、メール等で各委員に送付するので確認いただきたい。

(委員長)

検証結果報告は答申と一緒に提出するということがよいか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員長)

市長への答申の際には、答申書と検証結果報告書を提出し、検証結果に基づいた逐条解説については、最終的には事務局に任せるという流れになっている。

各委員の意見は聞くということであるので、委員会として集まる機会はこれが最後になるという理解によいか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員長)

各委員の意見を反映されたものが送付されるということなので、その際に再度ご確認いただき、最終的には委員長に一任していただくということになると思う。このような進め方ということで確認したいがよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(委員長)

それでは、先ほど事務局から説明があったような形で進めていきたい。

まず、審議事項の(1)、第6回検証委員会の振り返りについて事務局から説明をお願いします

たい。

(事務局)

前回の検証委員会では、検証結果のまとめについて事務局からの案を提示し、その内容について審議いただいた。前回の検証委員会での意見を反映させた答申書(案)を資料1として今回提示している。

また、前回の議事の内容については議事概要としてまとめているので、内容を確認いただき、修正等があれば事務局まで申し出ていただきたい。

(委員長)

前回までの議論をまとめたものとして事前に配付されていると思う。何か問題があれば、その都度で構わないので意見をいただきたい。

それでは、次の議題に移りたい。

次の議題は、答申に向けた議論の取りまとめ、審議事項(2)について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

答申に向けた議論の取りまとめということで、資料1、資料2について説明したい。資料1は、実際の答申書になるもので、前回の検証委員会が出された意見を反映したものを、事前に各委員に送付し、さらに指摘等があった点についても反映させているものである。

具体的に変更した点としては、答申書としての形を整え、「佐賀市まちづくり自治基本条例の運用状況及び見直しについて、当委員会では慎重に審議を行った結果、別冊の「佐賀市まちづくり自治基本条例検証結果」を付して、以下のとおり答申いたします。」という部分を追記している。また、追記した答申書本文の表現に合わせ、「条例の運用状況について」と「条例の見直しについて」の順番を変更している。

また、委員からは4点について指摘があった。一つ目は、(1)社会情勢の変化への対応についての部分で、「グローバル化の進展による在住外国人の増加や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い」の「新型コロナウイルス感染症」を「新興感染症等」にしてはどうかというものである。これについては、具体的に、身近な例を挙げた方が分かりやすいということで、そのままとしている。

2点目は、(1)の「社会情勢の変化について」のところに、「変化」という文言が3回使われていたため、「価値観やライフスタイルが多様化するなど、社会情勢は絶えず変化して

いる。」という表現に修正している。

3点目は、(2)の地域コミュニティのところ、「地域コミュニティをより活性化し、持続可能なものとするためには」という部分が、何を持続可能とするのか分かりにくいという意見があったが、これについては、地域コミュニティをより活性化し、地域コミュニティをより持続可能なものという意図であるためそのまま記載している。

最後は、(3)行政と民間の役割についてのところで、「それぞれの役割を果たしながら、まちづくりをすすめていくこと」という部分の「すすめ」は漢字のほうがいいのではないかという意見があったが、平仮名としている意図としては、「すすめ」には「進め」「勧め」「薦め」など様々な意味が含まれることから、あえて平仮名で記載している。

委員からの指摘があった点と修正点は以上である。

(委員長)

これが、答申書の基本になるので、文言まで含めて意見があればお願いしたいがいかか。特に意見はないということによろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(B委員)

1点だけ検討いただきたいのだが、(3)の「行政と民間の」というところの「民間」という言葉は「市民等」の方がよいと思うでは駄目なのか。

(事務局)

「行政だけではなく、市民や市民活動団体、事業者等がそれぞれの役割を」と書いてあるので、確かに「行政と市民の」のほうがより正確と思う。

条例の定義においても、市民等の中に、市民、市民活動団体、事業者を含めるという形になっている。

(委員長)

その方がいいと思う。そのように修正していただきたい。

それでは引き続き、まちづくり自治基本条例検証結果(案)について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

資料2の検証結果(案)は答申書の別冊となるもので、今までの審議内容をまとめたものである。

検証委員会の開催内容と、条文改正の可否について、に条文の運用状況について、そして最後に検証委員会委員の名簿という形でまとめている。最終的には条文改正の可否と条文の運用状況についての順番は入れかえる予定である。

ここからは条文ごとに分けて説明したいと思うがよろしいか。

(委員長)

条文ごとに分けて説明いただきたい。

(事務局)

まず、前文については2つの論点があった。

論点①「年齢や性別に関わりなく」の文言について、年齢と性別の表記だけでいいのかということについて、委員からの主なコメントとしては、「ジェンダーバイアスはいまだに変わっていないので、やはり『性別』の表記は残したほうがいいのではないか」「国籍や障がいの有無だけではなく、それ以外のいろんなものも全部入れ、含め、列挙するということが必要なので、その内容が果たして前文にふさわしいのだろうか」「条文はこのままにしておいて、逐条解説に国籍や障がいの有無、その他の様々な違いの関わりのあるようなことを文言として付け加えてはどうか。」「障がいのある方にも情報が不足していると思うので、逐条解説の説明を加えてほしい。」などがあり、条文はこのままで、逐条解説の説明を充実させようということとなった。

論点②「SDGsに関して自治基本条例に何らかの形で表記することはできないか」については、委員からの主なコメントとして、「総合計画や各事業の中で取組を行っていることなので、わざわざこの自治基本条例に記載まではしなくてもいいのではないか」「SDGsの精神である「誰一人取り残さない」であれば、「全ての」や「様々な」ということで全て網羅できるのではないか」「SDGsについては逐条解説で触れてもらいたい。」などの意見があり、条文にSDGsという文言を加えたり、修正はしないが、逐条解説の説明を充実するという事でまとまっている。

(委員長)

条文の修正は必要がないが、逐条解説の説明を充実させてほしいということであるがよろしいか。議論があったことについては、おおむね記されていると思うがいかがか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(委員長)

それでは、続けて説明をお願いしたい。

(事務局)

次に第2条の定義についてである。

論点としては「(2)市民活動団体」の定義に「まちづくり協議会」を加えてはどうかという意見があった。

これについて、事務局からの「地縁組織の代表として自治会、志縁組織の代表として特定非営利活動法人を列挙している」という説明に対し、委員からの主なコメントとして、「自治会よりもまちづくり協議会のほうが活発に活動しているので、逐条解説でもいいので、まちづくり協議会を入れたほうが分かりやすいのではないか」「まちづくり協議会があることは認識しているが、その活動がよく分からない」「まちづくり協議会は子どもの保護者が活動に関わっていることも多く、若い世代には身近に感じる部分もある」「まちづくり協議会が社会福祉協議会の事業や公共施設の管理の一部を担うなど地域運営の主体になりつつある校区もあり、地域の主役は自治会からまちづくり協議会に移っている感じがする」などの意見があり、最終的には、条文の修正はないが、逐条解説の市民活動団体の説明にまちづくり協議会を加えるということで、逐条解説を修正したと思っている。

(委員長)

まちづくり協議会についてであるが、逐条解説に自治会と特定非営利活動法人をだけではなく、最近頑張ってきているまちづくり協議会等を入れていくということによいと思うがいかがか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(委員長)

それでは、第9条に移りたい。

(事務局)

第9条では、事業者の役割及び責務の部分について、副委員長から、大規模の商業施設の地域貢献意識を高めるため、条文をより強い表現にできないかという意見があり、委員からの主なコメントとして「社会的に貢献したいという企業は増えてきており、特に地元の企業は増えてきていると思うし、これからも増えてくると思う」「地域のほうから大規模の事業者をまちづくりに引き込んでいく必要があるのではないか」「もともと佐賀に根づいている企業は市民としての意識を持っているが、外部から参入した企業の市民意識が課題である」

「外部企業が参入した地域からは、地域のイベント等を事業所と一緒にやりたいという声もある」などの意見があり、まとめとしては、条文の修正は必要なく、条例の運用も含め、逐条解説の説明を充実させようということとなっている。

(委員長)

第12条に移っていただきたい。

(事務局)

第12条は職員の役割及び責務についてである。逐条解説中の「一人二役運動」を条文に記載したほうがいいのではないかという論点があり、事務局からは、第12条が職員としての役割と責務を規定しており、「一人二役運動」は第12条で規定している職員としての役割とは別にもう一役担おうという意図であるため、条文の中に盛り込むことは難しいという説明をしている。委員からの主なコメントとしては、「職員の中でも市民活動への参加に対して積極的な人と消極的な人の温度差を感じる」「アンケート結果では、職員のまちづくり協議会の参加意欲は見て取れるので、地域の課題に参加してもらえるような工夫も必要ではないか。」「職員が職務としてではなく、様々な経験や人とのつながりをつくれるような環境づくりが必要」「いろんなところに出て行って、いろんな現場を見て、職員の資質向上というところにつなげてほしい」という意見があった。

まとめとしては、条文の修正は難しいが、職員というのは地域と行政とのパイプ役であること、地域の力を引き出す、地域を育てるという観点や、地域で学んで行政職員として成長していくということを、他市では職員の心構えとして解説に記載しているところもあるので、解説の表現を工夫していくということで議論が終わっている。

(委員長)

何か意見はないか。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(委員長)

それでは、第31条に移りたい。

(事務局)

第31条（国際的な視野の醸成）であるが、2つの論点があり、1つ目は「定住する外国人の増加に伴い、ごみの出し方など地域においてトラブルも起こり始めていることから、条文に項目を追加することを検討すべきではないか」というもの。2つ目は「新型コロナウイルス

スの問題についての説明が必要なのではないか」というものである。

1点目については、事務局からの説明として、「日本特有のごみ出しルールを分かりやすく伝えるため、佐賀女子短期大学と協働で、やさしい日本語と8か国語でごみ出しの分別ガイドを作っている」ということをお伝えしている。

それに関して委員からのコメントとして、「外国の留学生たちが、佐賀の人は外国人に対して優しく、住みやすいと言うが、外国語表記のような基礎的条件の部分が準備できていない面があるのではないか。」「生活の中で外国人とどうコミュニケーションを取っていくかということが非常に大事になってくると思う。」「他国の都市や団体等との交流というスケールの大きい話ばかりではなく、もう少し身近な市民間での国際交流という視点がほしい」「以前は外国と付き合うことが日常ではなかったが、今では市民レベルまで下りて広がってきている」という意見があり、このような内容の説明を逐条解説で充実させようということとなった。

論点の2つ目の新型コロナウイルスの問題についても、逐条解説の説明を充実させようということとなった。

(委員長)

ここまでの委員の方から条例本文の見直しについて出された意見について審議したところである。

条文の見直しとして、本文自体に修正を加えたほうがいいのかということや議論いただき、最終的には条文ではなく、逐条解説を変更し、説明することでいいのかということやまとまったと思うが、よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(委員長)

ではこれ以降は、条例の運用状況についてであるが、議論する中で、逐条解説をもっと思い切って変えたほうがいいのかという意見が出たところだと思う。

まず、確認しておきたいが、逐条解説の修正は議会の議決ではなく、市役所の権限としてできるということによいか。

(事務局)

議会に諮らずに、執行部での修正が可能である。

(委員長)

自治基本条例の啓発の一環として、この逐条解説をつくるっているが、逐条解説の中身については、この検証委員会の意見を聞いたうえで、文章を修正していくということによいか。

(事務局)

今、委員長がおっしゃられたように、皆さん方に、こういう形で直したいと思っておりますけれどもというのを、答申書が出された後になるかと思うが、逐条解説の修正案を各委員に諮ったうえで、最終的なものを市の内部の意思決定ということで決裁文書をつくり最終決定することになる。

(委員長)

希望であるが、逐条解説を修正するなかで、悩むことや各委員の意見を聞きたいということがあれば、正式な委員会ではなく臨時でも構わないので、我々を相談役として使っていただきたい。先ほどのB委員のように、ちょっとした点での気づきもあるかもしれないので、ぜひお願いしたい。

以上を前提として説明を続けていただきたい。

(事務局)

これ以降は条例の運用状況についてということで、前文から条例全般に対する議論も含め各条文について審議いただいている。

まず、前文についてである。論点として、前文、第1条、第4条に共通してであるが、逐条解説の説明が条文の文言と同じように書いてあるだけのような形となっており、別の言葉に置き換えて表現するものではないのかというものがあつた。委員からの主なコメントとしても、「逐条解説の説明に条文と同じ言葉を並べても分からない」「条文は法律用語、表現が必要であるが、逐条解説はそれにとられることなく、分かりやすい表現ができるのではないか」「逐条解説は思い切って変えていっていいのではないか」という意見があり、逐条解説の説明はもう少し具体的な説明を加えながら、分かりやすい表現に修正するという議論であつた。

(委員長)

続けて説明をお願いしたい。

(事務局)

第1条については、前文での論点と同じである。

第2条は(6)まちづくりの定義の部分の「公共の福祉を増進する」という表現についてで

ある。事務局からの説明として、逐条解説の説明が条文とほぼ同じであることから、パンフレットのような表現で分かりやすく記載していきたいと説明している。

委員からの主なコメントとしては、「佐賀市の他の条例や他市の自治基本条例でもまちづくりの定義の中に、公共の福祉の増進という言葉を使っているところもある」「法律用語以外の場面で、非常に多義的に使われていることもあるので、佐賀市自治基本条例において、「公共の福祉の増進」とはどういうものなのか、具体例を挙げながら説明することで、理解できるようになると考える」等があり、まとめとしては、まちづくりの定義について、逐条解説の説明を充実させるということとなった。

他都市の事例を参考にしながら、逐条解説を書き換えていきたいと考えている。

(事務局)

第3条（この条例の尊重）の論点は、逐条解説の中の「訓示的」「宣言的」という言葉が難しいのではないかとこのものである。

事務局からの説明としては、他の条例や規則等との相互調整を図る上で意識付けを促すという意味で、より厳格な表現としていると説明している。委員からの主なコメントとしては、「一般の人では、なかなか思いつかないような、使いこなせない言葉で、もう少し分かりやすくしてほしい」という意見があり、逐条解説の説明を分かりやすい表現に修正することも考えている。

他都市の例では、「この条例の趣旨を最大限尊重し、整合を図らなければならないことを意味しています」という表現が使われており、参考にしながら修正していきたいと考えている。

第4条（自治の基本理念）も前文や第1条と同じで、条文と逐条解説の表現が同じなので、わかりやすい表現に変えていくということである。

(委員長)

第4条までのところで意見はないか。

逐条解説の修正案が具体的にできてから、ゆっくり見たほうがいいのかもわからない。他都市の事例でいい表現があるのであれば、それを取り入れていただきたい。

(事務局)

第5条は、まちづくりの基本原則のところ、情報共有について、もうちょっと逐条解説の中で具体的に示してはどうかという論点があった。

事務局からの説明では、「逐条解説にパンフレットで使用しているような文言を追加していることも検討したい」ということで、委員からの主なコメントとして、「災害時に自分の命を守るためには、自分で情報を取ることが必要である」「聴覚障がい者、視覚障がい者、こういう方々にとっては自分で情報を取るの難しい」「障がい者や高齢者に対しては情報を流すだけではなく、地域のネットワークづくりが重要になってくる」等があり、地域の中の共助でやる部分もあるのではないかということ、逐条解説の中に具体例を追加し説明を充実していこうということでもとめとなった。

第6条は、第2条と同様に「公共の福祉」についての議論であり、逐条解説の説明を充実させようというまとめである。

第7条は、市民の役割及び責務のところ、論点としては第2項の逐条解説にある「自ら」という文言が、個人とも受け取られるため、個人だけでは十分情報収集できない側面もあるのではないかという意見があった。

事務局からの説明としては、市民も自ら積極的にまちづくりに関わってほしいとの思いを反映しているということ、委員からの意見としても「自ら」というのは前文にある「わたしたちは」の部分、私たちが私たちのまちづくりに関して主体的にということにつながっているということ、このままでよいという結論となった。

第8条の市民活動団体の役割及び責務については、市民活動とコミュニティ活動の違いが分かりにくいという意見があり、事務局からは、地縁団体とNPOなどの支縁の団体を含めて市民活動団体と定義していると説明している。委員からの主なコメントとしては、「コミュニティ（まちづくり協議会）の活動のあり方をもう少し市民が理解するべきで、まだまだ知られていない面もある」という話があり、第23条と併せて議論してもいいかと思うが、ここに関しては、条文の修正の必要はないとなった。

ただ、地域コミュニティについては、第23条の議論も含めて答申に盛り込んでいる。

(委員長)

ここまでのところで何か質問、意見はあるか。

(B委員)

自分が言ったことだと思うが、第6条の公共の福祉という言葉の使い方は、憲法の使い方と同じであって、議論になったのは第2条の公共の福祉の増進のための活動というのが何なのかという議論だったと思う。第6条の委員からの主なコメントの2つ目のところは削除し

ていただきたいと思う。

(事務局)

第2条の議論と連動したことということで、記載している。

(B委員)

第2条のところで同じものが記載されているが、第6条の公共の福祉というところについては、そもそもこの公共の福祉が問われたというところがある。

(事務局)

第2条と第6条を併せて議論をしたため、主なコメントには関連ということで載せているが、第6条の2つ目のコメントは削除したいと思う。

(委員長)

「公共の福祉に反しない限り」と「公共の福祉の増進」という、言葉の使い方で違和感があったのは「公共の福祉の増進」であったと認識している。第2条の議論ということで集約してよいと思うがいかがか。

(事務局)

たしかに、第2条の議論されたものが、第6条にも出てきたということであるので、委員長が言われるように、この部分については削除してよいかと思う。

(協働推進課長)

第6条では公共の福祉に反しない限りとあるが、第2条では公共の福祉の増進となっており、これは法律的な用語としてどうなのかという議論になったと思う。第6条の委員のコメントのところを見ると、「増進」について書かれているので、ここは削除して構わないと思う。

(委員長)

この議論は第2条にまとめてしまうということも考えられるが、いかがか。

(H委員)

G委員と私は、第2条で「公共の福祉の増進」というのは、具体的に何なのかということを知りたいと思った。

G委員は、第2条では、(6)「まちづくり 公共の福祉を増進するために行われる活動の総体」の福祉や総体等の理解が困難ではないかと言われていたと思う。

(委員長)

これは議論の記録なので、全て削除する必要はないが、少なくとも第6条に「公共の福祉の増進」は出ていないので、B委員が言われたように、委員からの主なコメントの「憲法では」は第2条に回して、文章は削除してよいか。

(F委員)

第2条には「公共の福祉に反しない限り」という文言は出ていない。第6条にしか出ていないので、第2条の箇所に記載していいのか。

(委員長)

第6条の「公共の福祉に反しない限り」であれば憲法にもあり、よく使うが、「公共の福祉の増進」となったときに、少し違和感があると言われた。もともと公共の福祉とは何であるかということである。

憲法で言われている「公共の福祉に反しない限り」は、例えば、公共の福祉に反しない限り私有財産を認めるとか、そういう言い方をしていると思うが、増進するというのは、ニュアンスが少し違うと思う。B委員、解説をお願いしたい。

(B委員)

違和感があるのは、第2条のまちづくりの定義が「公共の福祉を増進するために行われる活動」という、「公共の福祉の増進」という言葉の使い方に違和感がある。

第6条の「公共の福祉に反しない限りは」は、特に違和感はない。例えば、情報を知る権利や参加する権利が、他人の個人情報やプライバシーを侵害したりしない限りはという意味なので、第6条の使い方については特に違和感はなく、憲法ではよく使う使い方と一緒になので、ここは消していただきたい。

(委員長)

G委員たちがおっしゃったように、第2条の「公共の福祉の増進」という言葉の意味を逐条解説の中でもう少し具体的にしてほしい。そこは今回の逐条解説を書き換えていく中で一番悩まれるかと。先ほどの犬山市の例は、公共の福祉の増進の話か。

(事務局)

まちづくりの定義についてである。

まちづくりの定義について、明るく豊かで住みよい町をつくるために行う地域の抱える課題の解決を図ったり、地域の新しい価値をつくり出したりするなど、公益的な活動をいうとしている。

まちづくりの定義をもう少し分かりやすくしようという議論があったが、第6条にも公共の福祉という言葉があり、使い方はよいのかという議論もあったので、G委員が言われたように、公共の福祉を逐条解説で分かりやすく説明し、まちづくりの定義について逐条解説の説明を充実させる。そして、第2条で、第6条の公共の福祉も含めた説明をしてはいかがか。

(委員長)

今の提案がよい気がするが、いかがか。

第2条の「公共の福祉の増進」と第6条の「公共の福祉に反しない限り」について、「反しない限り」は、使い慣れているが、「増進」が分からず、結局、公共の福祉はもともと何だったかという議論になった。なので、第2条で、第6条の「公共の福祉に反しない限り」の公共の福祉とはというのを含めて、逐条解説で充実させるほうが良いかもしれない。

(事務局)

文章だけで見たときに違和感が出るといけないと思っている。

(委員長)

「反しない限り」という文言に違和感を持ったのか、となってしまう。

(事務局)

第2条からの議論の中で第6条の話が出たと認識している。

(委員長)

今、言われたことで整理してほしい。B委員の意見を聞いていてもそう思う。

それでは、第10条に移りたい。

(事務局)

それでは、第10条であるが、コミュニティの前で1回区切らせていただく。第10条の議会の役割及び責務に関して、論点としては、市議会におけるクオータ制の導入についてである。クオータ制のことを、「※性別等を基準に一定の比率で人数を割り当てる制度」と記載している。

事務局からの説明としては、もっと多くの女性に立候補してほしいという思いはあるが、最終的には選挙によって決まるので、「市議会においては、女性議員の割合の目標は定めていない。」と説明している。委員からの主なコメントとしては、「自治会長も男性ばかりである。地域において女性を育てるということであれば、その女性の立候補者も増えるのではないか。」ということであった。まとめとしては、条文等の修正は特に必要ないが、先ほど

述べたような地域における女性を育てるという視点、このような内容を審議いただいたというを残している。

続いて、第19条（意見等の取扱い）の説明に移る。

これは論点というよりは質問という形だが、市民の意見を聞く方法と意見が反映された事例がどの程度あるかということで、事務局からの説明としては、「プレミアム商品券の使用期限の延長、マイナンバーカードの申請窓口と交付窓口を分離して混雑緩和する」等の事例があり、各所で市民の意見を反映している。

そして、「その他、意見や要望を反映したもの」として、「ホームページからの問い合わせに写真を添付できるようにしてほしい」、「公園のねじが緩んでいる」、「本庁の消毒液をジェルタイプから液体タイプにしてほしい」、「市旗が汚れている」、「喫煙所の場所が悪い、水害のとき市立図書館の駐車場を開放してほしい」、などがあり、そういう市民の意見を反映した例があるという説明をした。

委員からの主なコメントとしては、「国や県と比べて、佐賀市が担当している分野というのはやはり生活に密着したものをやっているのだから、対立を生むようなものがそれほど多くないと言えるのかもしれない」というものであった。例えば、高齢福祉計画や大きな反対意見はないような意見や、逆にオスプレイについての意見である。佐賀市がパブリックコメントとして提出する内容は、総論反対のような内容を出すことが少なく、また、市民からの意見や要望については、要望等を受ける窓口を持っているため、全体の件数は少なくなっている面もあると思う。このような内容を記載しておこうと思う。

あと2つ説明して区切りとしたい。第20条（審議会等）の論点としては、審議会における女性参画率についてクォータ制の導入についてである。

事務局からの説明としては、法令等に基づく審議会等の女性参画率は44%で、目標の42%を上回っていると説明しており、委員からの主なコメントとしては、「自治会長は男性が多いが、実際に活動しているのは女性が多く、女性が動かないと実は組織が動かない」、「自治会活動をしている女性に自治会長をお願いするが、なかなか手が挙がらない」等の意見があった。

また、「クォータ制は、議員や職員の管理職では難しいかもしれないが、審議会であれば委員なる権利とか平等とかいう話はないのであまり抵抗がなく、取り入れやすい部分なのではないか」という意見があり、まとめとしては、条文等の修正は特に必要ないとなった。

続いて、21条の住民投票に移る。「第21条の住民投票の規定が住民投票自体の根拠条例になっているか」との質問があり、事務局からの説明としては、住民投票が必要となったときに、その都度、別途制定していく個別設置型を想定した規定であると説明している。

(委員長)

第21条までのところで御質問、御意見はないか。

ここは、審議の状況を記載しているということで、特に議論が深まったということはないと思うので、次に移りたいと思う。よろしいか。

それでは、第23条の地域コミュニティ活動に移る。ここが恐らく一番大きなところだと思う。説明をお願いしたい。

(事務局)

第23条（地域コミュニティ活動）について説明する。第23条は、非常に議論も膨らみ、答申書にも題目として上げたところでもある。

第23条（地域コミュニティ活動）の論点としては、「逐条解説中にまちづくり協議会というのを入れてはどうか」、「自治会長に、もっと自治会長の役割を理解してもらう必要があるのではないか」の2つがあった。

論点の1つ目について、事務局からの説明としては、「まちづくり協議会が、自治会やその他の団体を結びつけているということを念頭に、記載の仕方を工夫しながら、逐条解説に記載したい」という説明しており、委員からの主なコメントとしては、「久保田町の福祉運送事業を実施するなど、まちづくり協議会が独自に行っていることは高く評価できる」ということで、まとめとしては、逐条解説の説明を充実させるとしている。

論点の2つ目では、「自治会長にもっと自治会長の役割を理解してもらう必要があるのではないか」という議論があった。

事務局からの説明としては、自治会長が毎年交代するという地域もあり、役割等の浸透には、地域による温度差がある現状であり、必要に応じ、自治基本条例の出前講座も実施していたり、危機管理防災課では、自主防災組織についての話をしたりしていると説明している。

委員からの主なコメントとしては、「自治会長の役割については、きちんとマニュアルを作り、各校区で勉強会をしていただいている」、「自治会長が旗を振らなければ、コミュニティ活動は活性化していかないなので、研修会等を繰り返し行うなど、何らかの下支えが必要なのではないか」、「佐賀市の一番いいところは、コミュニティが安定、充実していると分

析していたが、市内においても地域間格差が大きくなってきている気がする」という意見があった。

まとめとしては、「逐条解説の説明の充実と、併せて運用面での工夫も必要である」としている。物質的な豊かさが確保されたうえで、人々の優しさ、触れ合い、があって初めて実感できるようになり、暮らしやすいまちづくりは、市役所だけで実現できるものではない。地域の市民の役割も重要となってくる。こういった内容を答申に盛り込むという審議でまとまっている。

(委員長)

ここは自治基本条例の一番の肝である。佐賀らしさは、子どもの見守りと第23条の地域コミュニティ活動ということで、作ったことを記憶している。佐賀市の特徴を60個程並べたと思うが、歴史や自然など様々な特徴の中から、この地域コミュニティというものを1個選んで、自治基本条例の中の柱に据えたという経緯がある。

そのため、地域コミュニティがどのように運用されているか、それを見張るのがこの検討会の大きな役割の1つになると思う。多くの議論が出ているので、これを逐条解説の中にどのように生かすかというのは、市の職員さんたちの腕の見せどころになると思う。時代の推移によって変化していくこと、そして、新型コロナウイルスという非常に厄介なことも起こったので、そういうのを受けて佐賀らしさの基本となる地域コミュニティ活動をどのように取りまとめていくかは、私たちの議論を参考にいただければと思う。

第23条の内容についてはこれでよろしいか。

本日、近日中に開催される中央大通りの審議会の打合せをしたが、私たちが取り組んでいるものの中に第34条「市街化調整区域、50戸連檐の許可制度」をどのようにするかということ議論していく中で、都心部はどうしてもマンション形式、集合住宅型がたくさん増えているというデータを見せてもらい、都会に逃げ込んでくるというのは、コミュニティ活動に関わりたくない人たちが多いと言うけど、恐らく、今建てられているマンション形式のものは、構造材自体は100年ぐらい持つ。耐震補強が進んでいるので、構造材自体が悪化することは考えにくい。ただ、水道管や下水道管等が腐食していく。それをみんなで取りまとめて補修して、自分の財産価値を落とさないようにするというのは、ある種、その中にコミュニティが必要となる。都会の中に逃げ込むと、そういうのから離れてしまう。佐賀の人たちにそういう能力が伝わっているだろうかというようなことを議論した。

副委員長も言われている、自治会長も引受手がないこと等を聞くと、マンションを建て続け、人口が減少して、空き室が出てきたときに一体どうやって運営するのか。小さなコミュニティを維持する能力が日本人から失われるのではないか。そういう議論をしていたときにこのコミュニティの話が出てきたので、小さなコミュニティ、それからその上のコミュニティ、どうやってこれから先の後輩たちがそれを維持していくのかということに非常に興味がある。

地域コミュニティのところは、私自身も一番思い入れがあるところなので、これから先もう少し議論していければいいと思う。これは逐条解説で、大きく変わるところだと思うので、そのときに、議論を深めていければいいと思う。

それでは、続けて説明をお願いしたい。

(事務局)

続いて、第24条（災害等への対応）である。

これは、先ほどの議論とも関連があり、論点としては、「自主防災組織の立ち上げにももう少し注力が必要ではないか」ということがあり、事務局からの説明としては、「地域での説明会や連絡会、立ち上げ支援の補助金等を交付するなど、組織率向上に努めているが、自治会長が単年度で替わる場所もあり、なかなか進まない状況である。」と説明している。

委員からの主なコメントとしては、「自主防災組織の立ち上げについては、自治会長の考え次第であり、これだけ全国的に災害が発生している中で、住民を守るという意識をもう少し高く持ってもらいたい」、「防災については誰もが必要だと思っていることだろうから、自主防災組織を結成するというやり方で地域コミュニティ活動が活発になるような気がする。」という意見があった。

そして、「市民は、災害等に備えるため、自らの安全の確保を図る」とあるが、災害に備えることは、災害を受ける前のことであって、「災害前と災害時を句読点1つで何か省略しているような感じを受ける。」という意見があり、まとめとしては、運用の話もあったが、平時からの災害に対する備えについて、逐条解説の説明を充実させていくこととなった。

続いて、第25条（子どもへのまなざし）である。

論点としては、子どもの権利条約を載せてみてはどうかという議論があり、事務局からの説明としては、「子どもへのまなざし運動は佐賀市独自の運動であるので、経緯や背景を逐条解説に記載することも検討したい」ということ説明している。

委員からの主なコメントとしては、「子どもの権利条約が、子どものまなごし運動の骨格になる部分としてきちんとあるのであれば、一番大事な部分のキーワードを逐条解説の中で説明していく努力をしていく必要があるかもしれない。」ということで、まとめとしては、子どもの権利条約について、逐条解説の説明を充実させるということになっている。

ただ、紛争や飢餓というよりは虐待、日本風という意見もあったが、まちづくり自治基本条例のレベルに合わせた、例えば、守られる権利は非常にいいのではないかという意見があったので、その辺りを中心に逐条解説の説明を充実させていくということで議論は収束している。

続いて、第26条（総合計画）について説明する。

論点としては、逐条解説の「齟齬」という言葉が難しいのではないかとということで、事務局からの説明としては、「齟齬」とは、食い違いやつじつまが合わないことを指していると説明しているが、あえて厳格で強い表現にしているところであるが、他都市の例等参考にしながら、文言の追加、修正を検討したいとしている。まとめとしては、逐条解説の説明を分かりやすく修正するとしている。

続いて、条例全般について説明する。

1つ目は、まちづくりにおける各主体の役割について、委員からの主なコメントとしては、「公助の前に、まず自助、共助をしっかりとやるということを強調したい」、「行政が全てをやるのではなく、行政ができない部分を共助でやっていくことがまちづくりである。」、「行政だけでは誰一人取り残さないということとはできない。公助と共助の役割分担がきちんとできれば、誰一人取り残さないということができるようではないか。」、「市民の目標は手の届く人を取り残すことなく助ける、行政の目標というのは公平にみんなを助けるということで、市民と行政の双方からやるべきで、それぞれの役割分担を明記したほうがよい。」との意見があった。

2つ目は、条例の周知啓発について（SDGsの活用等）、委員からの主なコメントとしては、「自治基本条例を知っている市民が少ないので、まちづくりに参加している感覚を持っている市民も少ない。まちづくりについて考える市民を増やしていくことが今後の課題」ということで、SDGsにつながる面もあるという委員のコメントを受けて、事務局からの説明としては、SDGsと関連づけて自治基本条例の出前講座を実施したこともあるが、漫画版パンフレットの改訂も検討が必要であると考えている。その辺りと絡めて取り組めな

いかということの説明している。

3つ目は、職員の協働意識について、委員からの主なコメントとしては、「職員と地域との関わり合いが深くなるためには、もっと顔の見える関係づくりが必要ではないか」という意見があった。

4つ目は、地域づくり交流会について、委員からのコメントとしては、「多くの市民活動団体が参加することで横のつながりが広がるのではないか。」、「各地域のいいところだけではなく、課題等を共有し解決する場になって欲しい。」という議論があり、事務局からの説明として、地域づくり交流会と連携した形で、主に志縁団体、NPOを対象とした市民活動プラザソフト事業を開催できないか、展開できないかというのを検討している。ということや、地域づくり交流会とは別に、まちづくり協議会のお悩み情報交換会を実施していると説明している。

以上が条例全般に出た意見ということでまとめている。

(委員長)

ありがとうございました。今の御説明について何か御質問、御意見はないか。

私たちが議論したことの中身について、それほど大きな異論はないと思うが、逐条解説のところは皆さんの腕の見せどころとなる。ぜひ、私たちのほうにも知らせてほしい。

逐条解説のほうは皆さんに委ねられているので、パンフレットや漫画版パンフレットを作成したときの子どもたちに伝えたいというつもりでもう一回見直していただければと思う。

私たちが議論してきたことが大体間違いなく書かれていると思う。ほかに議論はないか。

1月に市長に答申書を持っていくのか。

(事務局)

答申については、1月を中心に日程調整をしている。市長の予定と合わせて調整するので、決まり次第、御連絡して出欠を取ろうと思う。

(委員長)

市長に最初に会う機会なので、答申をただ渡すだけじゃなくて、もし時間が取れるのであれば、私たちの思いを何分間か確保していただいて、何らかのイメージを伝えられるような機会にしていきたい。よろしいか。

(副委員長)

地域づくり活動全体に対しても、自治会長の役割というのは非常に重要だが、非常に温度

差がありすぎて、ハンドブックを作成し、1ページに女性の登用と災害に対しても盛り込んでいきたいと思っている。災害に対しても、一つのところからではなく、バラバラに来るので、情報が混乱していく。民生委員は民生委員で情報がいくが、自治会長には来ない。

また、自治会長はしたい人をどんどん登用していただきたい。順番で10年先まで決まっているところもある。

そういう状態で、どうやって自治会長を教育していくのか。今度G委員にこれを差し上げますので、ちょっと読んでみてほしい。

回覧板には、子どもの虐待のことも表で載せている。苦勞してやっているが、先ほど委員長がおっしゃったように、非常に日本人の良さがなくなっている状態で、非常に悩んでいるところである。ぜひ、いろいろお聞かせいただければ、私たちももっといい自治会の協議会にしていきたいと思うので、どうぞよろしくをお願いします。

(委員長)

それでは、ここままで振興を事務局にお返りする。

(協働推進課長)

今日は最後の委員会であり、少し時間があるので、よろしかったら委員さんから一言ずついただければと思う。

(委員長)

それでは、E委員からお願いしたい。

(E委員)

初回から入らせていただいているが、毎回、委員長がおっしゃられたように、条例をこうやって見直していると、最初のほうは、緊張していたなと思う。今回、いろんな方が新しく入られて、いろんな意見を聞いて、時代もこの10年で大分変わっていった。SDGsなんて言葉もなかったし、このように検証していきながら、時代に合わせて地域を見守っていけることは、やはり貴重な機会だと思う。これから、地域でまだまだ課題が出てくると思うので、この委員会を離れても、地元でできることがあるので、尽力していこうと思っている。ありがとうございました。(拍手)

(C委員)

今まで深い意味で自治基本条例を読んだことがなかったので、本当に勉強になった。また、佐賀市に期待すると言われていた委員長の言葉があったが、逐条解説、本当に楽しみにして

いるので、よろしくをお願いします。

地域コミュニティのことを先ほど言われていましたが、実は私、居住支援をやっており、本当に支援をしなければならぬ人たちの住居を提供しているが、住ませるだけでなく、住んだあとに地域コミュニティがしっかりしていると相互見守りができると思うが、やはり、隣の人を知らないという地域になっているのかなということ、すごい見守りに力を入れたいと思っているが、なかなかうまくいかないところである。よかったら副委員長も一緒にお考えいただいたら嬉しいなと思っているので、これからもよろしくをお願いします。ありがとうございました。（拍手）

（B委員）

前回の検証委員会から参加させていただいている。通常、条文読んだり、文献研究したり、そういうことは行っているが、こういう場に来て皆様の御意見を聞かせていただくことで、今まで気がつかなかったことなどにも気がつかせていただいて、大変勉強になっている。また、今後も何か御相談に上がることがあるかと思うが、その節はどうぞよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。（拍手）

（副委員長）

自治会ハンドブックは、令和2年度版だが、平成24年から作っている。改訂版が平成29年、そして令和2年度に改訂している。災害などが起こっているのもう一回危機管理防災課と打合せしながら皆さんに分かりやすいように作っているのも、これは自治会長が変わっても、ずっと持ち回りにしている。表に書いてあるので、各自勉強はなさっていると思う。自治会長をしたい方を登用したいなと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（拍手）

（委員長）

委員長として様々なことを発言してきたが、もう一つだけお話ししたい。

私が准教授のときに、世界各国いろんなところで住んだ経験があるインドの13歳の女の子が2か月間くらい佐賀に住んでいた。彼女に今まで住んだ中で一番どこがよかったかと聞くと、佐賀と言ってくれた。たった2か月しかいなかったのに、理由を聞くと、自転車で走って回ったときに、1回も怖いと感じたことがなかったと言った。それが一番このまちが好きだった理由と言ってくれて、私たちはすごくいいところに住んでいると物すごく感激した。日本人同士だとそれは感じない。彼女が、このまちが一番安全でよかったと言ってくれたそ

のベースの優しさがあれば、このまちは絶対によいまちになっていくというふうに思いたい。

このような外形的なシステムづくりは、幾らでもやっていくが、その本質自体は、優しさにあるというふうに思いたいので、その心根だけではなくさないまちになり続けてほしいと思う。これからも何かいろいろなことで手伝っていければと思う。

(拍手)

(F委員)

佐賀はいいところつながりで、1つだけ私もお話ししたいと思うが、私は今、70人くらいメンバーがいる佐賀ロータリーというところに入っている。その3分の1が全国から転勤している支店長さんたちである。その支店長さんたち皆さんがおっしゃるのが、佐賀はすごく住みやすいということ。最初は、リップサービスかなと思ったが、中には家族を佐賀に置いて、そこから単身赴任されている方も結構いらっしゃるくらい、佐賀はすごく住みやすいところのようである。ずっと佐賀に住んでいる我々はなかなか気づかないところがあるが、外の人から見るとすごくいいまちだという評価を得ているというのを、市役所の皆さん本当に自信を持っていただきたいと思う。

今回初めて参加をさせていただいたこの自治基本条例は、冒頭にも申し上げたが、実はこの条例があること自体を知らなかった。しかしながら、こういう条例が本当にあるのだというのを実感させていただいたと同時に、逆にこれがなくても、まちづくりに貢献をしたい企業が今どんどん増えてきていると言うのも、時代の変化とともにそういうのがあるのかなというふうに思う。

1点御提案だが、逐条解説は、文章ばかり、文字ばかりである。せっかくイラストの漫画版があるのであれば、逐条解説の中にイラストを入れて、より分かりやすくすると、もっともっと親しみが出てくるのかなというふうに思う。文字よりもビジュアルのほうが情報量としては随分入ってくる。せっかくいい条例があるので、これをどんどん広めていく、これが市役所の職員の方のミッションではないのかなというふうに思う。先頭に立ってまちづくりをしていただければと思う。

(G委員)

今回の検討委員会に参加させていただき、私自身考え方も少し変わりつつあるところであるが、やはりまだ、地域によって自治会というところと民生委員と校区社協というものが、活動がそれぞれになってしまっている。それが住民になかなか伝わってこないというところ

現状ある。そういうところにいかに縦の矢がいけるかというところを自治会にお願いするしかないのかなと思う。

今、一つの課題で、近くのおばあちゃんが行方不明になり、捜索願を出すにしても、警察、それから消防団というふうなことを言っているが、地元の人たちはなぜ行かないのというのが疑問である。地元が一番詳しいと思う。おじいちゃん、おばあちゃんの顔を知っている。そこになぜ捜索願が行かないのかなというような疑問がある。そういうふうなやり方をもっと広げていかなければならないと思う。これからも共助をもう少し力強くいけるような地域づくりをしていかないといけないと私自身思っている。

マンションができ、いろんなところで住民の偏りや人口の偏りがあると思うが、まだまだ佐賀市というところは、都市計画の途上にあると思う。都市計画を明確にしながら、住みよい地域を作れば、もっとみんなが動きやすくなるというふうに思う。そういうところの疑問もまだ残る中で、これからもまだ主体となるのが、自治基本条例だと思うので、自治基本条例が皆さんにもっともっと行き渡るような関係をつくっていかないといけないのかなと思う。私としては、今後もこういうふうなことを地域にも広げていきたいなと思っており、できれば今後、小学生を対象にこういうことを学校内で広めていければというようなことを思っている。以上です。ありがとうございました。

(H委員)

一市民としてこの会に参加させていただいてありがとうございました。皆さんの優しさをひしひしと感じた。改めて、学ぶべきことが多い、図書館に行って、子どもの「じんけん」まるわかりという本を読むと、改めて平和であること、戦争がないことと差別がないこと。

改めてそれをこの場にいたからこそ自分の言葉に責任を持たないといけないなと思って、見直すことができた。周りに対してのつながりというのはまだ十分できていない。ただ、本当に優しい言葉にすることが私たちにとって身近なものになると思う。それと、当事者意識、私は市民であると。私はこのまちにいる、私の居場所はここであると。佐賀県は魅力度ランキングすごく低かった。でも、私の住んでいるところはいいところであるということ、やっぱり自分自身がいろんな地域の人たちと関わって、こんなシステムがある、こんな制度あるというのを知らないということがいかにもったいないかというのを、また再確認した。

最後に、まちづくりについて考える人たちを増やそうというのが書かれていたが、もっと

モニタリングでいろんな立場の人を集めて、今日はこのまちでこの人たち、やっぱりアウトリーチではないけど、呼ぶのではなくて出て行ってもらって、話を聞かせてくださいとすると、行けない人とかが何気ない一言を言われるじゃないのかなと、懇談会とかそんなふうにもしなくていいので、何かそういうのがあれば、もっとみんながつながれるのかなと思う。

だから、委員長がおっしゃった優しさというのをもう一度自分も、いろんな形でいろんな人たちと地域で関わっていきたくと改めて思った。本当にありがとうございました。

(拍手)

(協働推進課長)

委員の皆様、コメントありがとうございました。いろんな立場から御意見をたくさん頂戴し、私たちも市職員として皆様から期待をされていると、ありがたいと思っている。逐条解説では、いろんな御意見を反映して、つくっていきたくと思う。

それでは、今回の委員会の内容については、整理して後日配付をさせていただくので、よろしくお願ひしたい。それでは、最後になりますが、地域振興部長のほうから、皆様にお礼の御挨拶を申し上げる。

(地域振興部長)

まずはこの第7回自治基本条例検証委員会、本当に熱心な御議論をいただき、ありがとうございました。

自治基本条例は、私は、委員長、副委員長、E委員と、制定のときに縁がありまして、関わっていた。

この自治基本条例は、市民の皆さんからの発案でつくりましょうということで、かなりの市民の皆さんとワークショップをして、形をつくっていった佐賀市の最初の条例というふうに認識している。

この条例に命を吹き込んでいくのが皆さん方からの4年に1回の見直しと条例の条文の検証ではないかと私は思っているので、委員長からもお話しがあったように、この検証委員会という会議は閉じるけれども、逐条解説のチェックのほうもしていただき、こういう形でやったほうがいいのではないかとというような意見を、そのときそのときいただければなと思っている。できれば、次回の検証委員会のほうでもお会いできればと思っている。本当に、今回の検証委員会、皆様方ありがとうございました。

(協働推進課長)

ありがとうございました。それでは次に、第3の事務局連絡事項に入らせていただく。

(事務局)

本日はありがとうございました。検証委員会から市長への答申につきましては、1月中旬をめどに調整して、皆様に御連絡をしたいと思っている。日時が決まり次第、改めて御連絡したいと思う。

そのときお渡しする答申、それから結果、いわゆる資料1、資料2については、本日の意見も踏まえて修正をさせていただいて、併せて誤字脱字等も含めて最終確認、また、趣旨は変えない範囲で、必要な分は補記を行い、順番を入れ換える等の若干の修正はするかもしれないが、基本この概要で行きたいと思う。

逐条解説は事務局のほうで改訂を行う。その上でまた皆さんに確認をさせていただきたいと思う。最後になりますが、本日お車でお越しの方は無料駐車券等渡しますので帰りに受付でお出しいただければと思う。

それでは、閉会とさせていただきます。本当にありがとうございました。

午後2時40分 閉会